

第7編
消 防 団

○大雪消防組合消防団の設置等に関する 条例

〔昭和48年4月2日〕
〔条例第5号〕

改正 昭和49年4月2日条例第9号 平成18年12月27日条例第15号
平成26年4月1日条例第16号

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

（消防団の設置）

第2条 大雪消防組合に消防団を設置する。

（消防団の名称及び区域）

第3条 前条の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月2日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第16号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表

名 称	区 域
大雪消防組合美瑛消防団	美瑛町の区域全域
大雪消防組合東川消防団	東川町の区域全域
大雪消防組合東神楽消防団	東神楽町の区域全域
大雪消防組合当麻消防団	当麻町の全域
大雪消防組同比布消防団	比布町の全域
大雪消防組合愛別消防団	愛別町の全域

（～1210）